

花き共同育苗ハウス修繕契約書

沖縄県農業研究センター（以下「甲」という）が花き共同育苗ハウスの屋根修繕を依頼し、
（以下「乙」という）がこれを修繕することについて、
甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

修繕箇所 沖縄県農業研究センター内 花き共同育苗ハウス
修繕内容 別紙仕様書による

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 引渡期限 令和5年2月28日（火）
- 2 引渡場所 沖縄県農業研究センター（糸満市字真壁 820）

3 契約金額 $\left(\begin{array}{l} \text{¥} \\ \text{うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 } \text{¥} \\ \text{(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法} \\ \text{第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た} \\ \text{額である。} \end{array} \right)$

4 契約保証金額

第2条 乙は、修繕等が完了したハウスの引渡をしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した部分は遅滞なく修繕又は交換しなければならない。

2 前項の場合、甲は1回に限り相当日数を指定して、手直し又は交換の期間を認めることができる。この手直し又は交換ができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、修繕等完了し引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第6条 乙が、瑕疵の補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないとき

は、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は、第 1 項の願出が正当と認めるときは、これを承認し、第 9 条の違約金を免除することができる。

第 8 条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

第 9 条 乙は、引渡期限までに引き渡ししないときは、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第 109 条に定める率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第 10 条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第 11 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 13 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 14 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第 15 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市字真壁 820
沖縄県農業研究センター
所長 玉城 聡

乙